

社外取締役責任限定契約書

●●株式会社（以下「甲」）と●●株式会社（以下「乙」）は、甲乙間に次のとおり社外取締役責任限定契約を締結する。

第1条（目的）

乙は、本契約締結の日以降に乙が甲の社外取締役として職務を行うにつき、任務を怠り甲に対して損害を与えた場合であっても、善意かつ重大な過失がないときは、乙の甲に対する損害賠償責任の限度とする。

第2条（地位）

乙は、東京証券取引所の独立基準に達していることに対して、甲に保証する。

第3条（義務）

乙は、甲の定款または取締役規程そして会社規程を遵守し、甲に対し善管注意義務および忠実義務を負うものとする。

第4条（報酬等）

甲が乙に対して支払う報酬および賞与は下記のとおりとする。

- 年俸●千万円（12か月間均等支給）事前確定届出給与 or 業績連動給与
- 取締役会出席に伴う交通費など諸経費については別途支給とする
- 賞与は●百万円とする（または支給しない）
- 株式報酬については●●●●とする

第5条（機密保持）

乙は、職務上知り得た甲の企業秘密を、取締役就任時および退任後は他へ漏らしてはならない。

第6条（任期）

乙は、第1条により選任された時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。甲が株主総会の決議により乙を選任する際は別途契約を締結する。

第7条（協議解決）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第8条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、岐阜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名または記名・捺印の上、各1通を保有することとする。

●●●●年●●月●●日

甲

印

乙

印